00728

鳥取縣公報

昭和二十二年三月三十日　外　日曜日

號

選擧告示

◇選擧管理委員會告示第二十七號

昭和二十二年內務省令第一號第十條の規定に基く選擧運動の費用及び選擧運動に關する收入の屆出があつた。その要旨は次の通りである。

昭和二十二年三月三十日

鳥取縣會議員選擧管理委員會委員長　上根政幸

政黨、協會その他の團体の費用

選擧期日の公布又は告示前の分　鳥取縣選擧區

選擧運動の費用

立候補屆出後の分　鳥取縣選擧區（知事選擧）

屆出者の氏名	屆出主幹者の氏名	收入金額 計	收入金額 累計	支出金額 計	支出金額 累計
政黨、協會その他の團体名					
日本社會黨鳥取縣支部聯合會	庄司彦男	一〇〇〇〇圓	一〇〇〇〇圓	二四八五圓	二四八五圓

何人もこの選擧管理委員會に對してこの告示の詳細な屆出書の閲覽を請求することができる。

◇選擧管理委員會告示第二十八號

昭和二十二年內務省令第一號第十條の規定に基く選擧運動の費用及び選擧運動に關する收入の屆出があつた。その要旨は次の通りである。

昭和二十二年三月三十日

鳥取縣會議員選擧管理委員會委員長　上根政幸

候補者の氏名	屆出者の氏名	屆出支出責任期間	收入金額 計	收入金額 累計	支出金額 計	支出金額 累計
			金錢支出	金錢以外の支出	金錢支出	金錢以外の支出

鳥取縣公報　毎週一回火曜日發行（休日に當る時は翌日）　昭和二十三年三月三十日　外　昭和二十二年三月十五日第三種郵便物認可

君野順三	田中秀次	自三月一五日至三月二五日	一、一五九、二〇〇	一、一五九、二〇〇	一、一五九、二〇〇	一、一五九、二〇〇	—
西尾愛治	千代西尾泰章	自三月一七日至三月二五日	六、九六〇、〇〇〇	六、九六〇、〇〇〇	六、九六〇、〇〇〇	六、九六〇、〇〇〇	—
谷口源十郎	西川定吉	自三月一七日至三月二五日	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、九七三、一〇〇	三、九七三、一〇〇	—

何人もこの選挙管理委員會に對してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することができる。

◇選挙管理委員會告示第二十九號

衆議院議員選挙法施行令第五十條並びに參議院議員選挙法施行令第二十四條の規定により、選挙長又は縣會議員選挙管理委員會が行う通知にして、通常の郵便を以て送達する餘日がないときは日本海新聞の廣告欄に掲載しこれに代えるものとする。

昭和二十二年三月三十日

鳥取縣會議員選挙管理委員會委員長　上根政幸

◇選挙管理委員會告示第三十號

昭和二十二年四月執行の知事選挙に限り昭和二十二年三月十四日選挙管理委員會告示第六號知事選挙投票用紙様式は縣印のほかに表面「知事選挙投票」の上部に、所轄市町村會議員選挙管理委員會の印を押捺したものを用いる。

本告示公布前に既に投票を行つたものについては、投票管理者又は開票管理者が受理と決定して投箱するときこれを押捺する。

昭和二十二年三月二十日

鳥取縣會議員選挙管理委員會委員長　上根政幸

正誤

昭和二十二年三月十四日選挙管理委員會告示第四號知事選挙公報に關する規程第十三條の規定により左の通り正誤する。

鳥取縣公選知事、谷口源十郎選挙公報中

一段十八行中「地祖」を「地租」に改め

同　二十八行中「依存」の次に「し」を加え

同　同　「のみよる」を「のみよる」に改め

三段十一行中「生産費」の次に「を」を加え

四段二行中「激減」を「激減」に改め

同　五行中「縣に」を「縣が」に改め

同　三千一行中「激減」を「激減」に改める。

鳥取縣公選知事、君野順三選挙公報中

四段二十行中「治政」を「政治」に改める。

鳥取縣公選知事、西尾愛治選挙公報中

二段五行中「生活」の次に「の」を加え

三段五行中「乘剰」を「餘剰」改め

同　七行中「漁鋼」を「漁網」に改め

同　三十一行中「昻揚」を「昂揚」に改め

同　三十五行中「葉劑」を「藥劑」に改め

四段二十三行中「充分な」の次に「る」を加える。

鳥取縣公報（昭和二十二年三月三十日第三種郵便物認可）
昭和二十二年三月三十日發行
鳥取縣公報
發行者　鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣庁東町
印刷所